第４次蘭越町障がい者計画

第５期蘭越町障がい福祉計画

第１期蘭越町障がい児福祉計画

平成 30 年 4 月

北海道蘭越町

目　次

第１部　計画の基本的考え方

第１章　計画の基本的考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
　１　計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
　２　計画の位置づけと期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
第２章　障がいのある人の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
　１　人口の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
　２　障がいのある人の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第２部　障がい者計画

第１章　計画の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
　１　基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
　２　基本的視点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
　３　基本目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
　４　施策体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
第２章　障がい者施策の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
　１　基本目標１　相互理解と共生のまちづくり ・・・・・・・・・・・ 14
　２　基本目標２　安全で安心な生活環境づくり ・・・・・・・・・・・ 16
　３　基本目標３　自立生活を支える体制づくり ・・・・・・・・・・・ 18
　４　基本目標４　充実人生を送れる環境づくり ・・・・・・・・・・・ 22

第３部　障がい福祉計画

第１章　障がい福祉計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
　１　障がい福祉サービスの種類と内容 ・・・・・・・・・・・・・・・ 25
第２章　平成 32 年度の数値目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
　１　平成 32 年度までに達成をめざす数値目標　・・・・・・・・・・・ 29
第３章　障がい福祉サービスの見込量と確保のための方策 ・・・・・・・ 32
　１　訪問系サービス　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
　２　日中活動系サービス　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
　３　居住系サービス　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
　４　相談支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
第４章　地域生活支援事業の見込量と確保のための方策　・・・・・・・・ 36
　１　相談支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
　２　成年後見制度利用支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
　３　意思疎通支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
　４　日常生活用具給付事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
　５　移動支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
　６　地域活動支援センター事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

第４部　障がい児福祉計画

第１章　障がい児福祉計画　・・・

第１部　計画の基本的考え方

第１章　計画の基本的考え方

１　計画策定の趣旨

本町では、平成２７年３月に障害者基本法に基づく「第３次蘭越町障がい者計画」と、障害者総合支援法に基づく「第４期障がい福祉計画」を策定し、「障がいのある人もない人も、誰もがいきいきと暮らす共生のまち蘭越」を基本理念として、障がい者施策を総合的・計画的に推進してきました。

国においては、障がいのある人の生活と就労に対する支援の拡充を柱とする「障害者総合支援法」の改正（平成２８年）や、障がいのある児童に対する支援の拡充を目的とした「児童福祉法」の改正（平成２８年）が行われ、障がいのある人の多様なニーズに対応するためのサービスが新設されたほか、新たに「障がい児福祉計画」の策定が地方自治体に義務付けられるなど、地域共生社会の実現に向けた取組みが大きく進展しました。

「第４次蘭越町障がい者計画」、「第５期蘭越町障がい福祉計画」、「第１期蘭越町障がい児福祉計画」（以下、本計画という）は、「第３次蘭越町障がい者計画」、「第４期蘭越町障がい福祉計画」が平成２９年度に計画の最終年度を迎えることから、新たに義務付けられた「障がい児福祉計画」と一体のものとして策定しました。

本計画は、これまでの障がい者施策の成果を踏まえつつ、国や北海道の動向も踏まえて、障がいのある人もない人も、誰もが地域の中で人格と個性を尊重され、互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる共生社会の実現へ向けて、具体的な施策を明らかにするために策定しました。

2 計画の位置づけと期間

(1)計画の位置づけ

「障がい者計画」は、障害者基本法に基づく「障がいのある人のための施策に関する基本計画」として、障がい者施策を推進するための基本理念と基本目標を定め、施策を進めるための指針となります。

「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス見込量を確保する方策などを定めた「障がい福祉に関する実施計画」となります。

「障がい児福祉計画」は、児童福祉法に基づき、障がい児通所支援や障がい児相談支援の提供に関する具体的な体制づくりやサービス見込量を確保するための方策などを定めた「障がい児童福祉に関する実施計画」となります。

本計画の策定にあたっては、国や道の計画などを踏まえるとともに、蘭越町の最上位計画である「蘭越町総合計画」の部門別計画として、さらに「蘭越町地域福祉計画」の基本理念のもと「蘭越町子ども・子育て支援事業計画」をはじめ関連する計画との整合を図りました。

【計画の位置づけ】

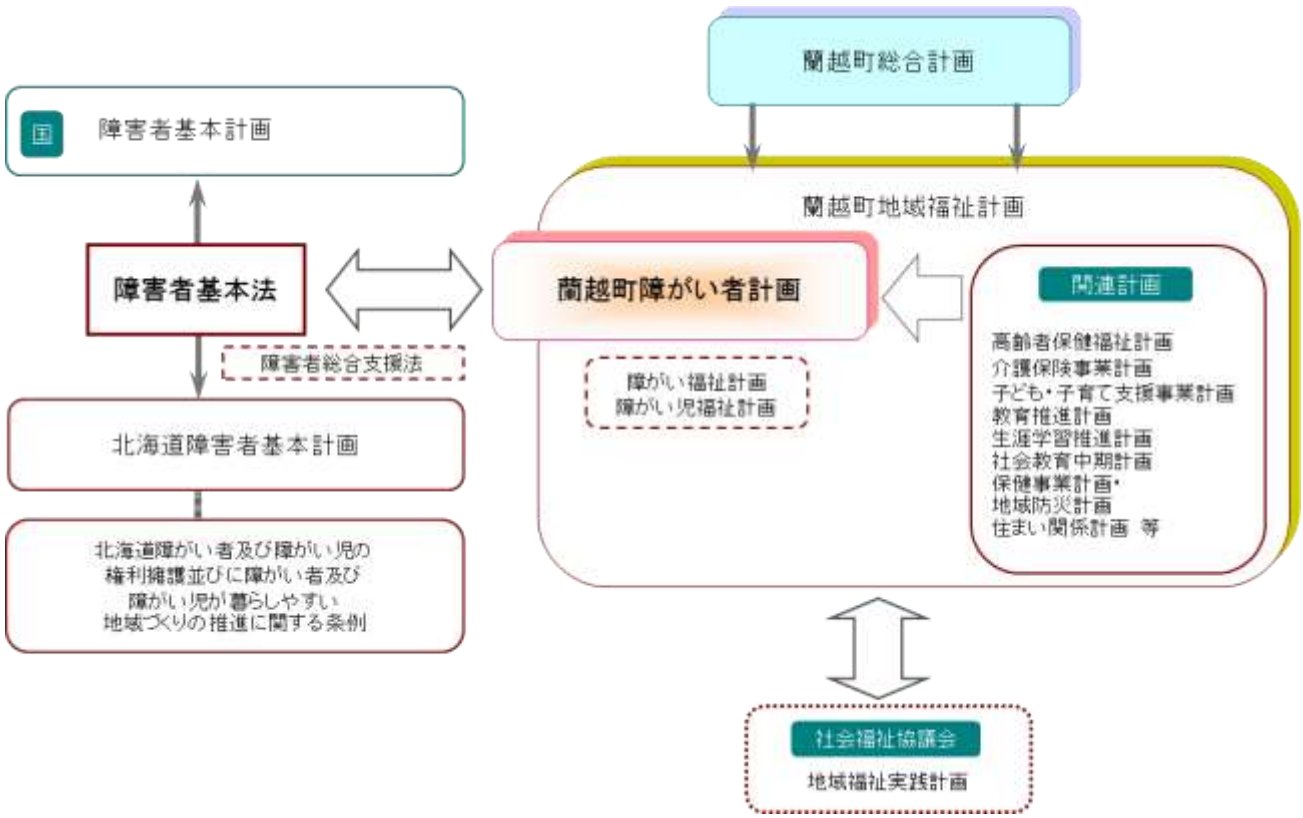

（2）計画の期間

障がい福祉計画は、国から示される基本指針により、3 年ごとの計画と定められています。このため、本計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。

【計画の期間】

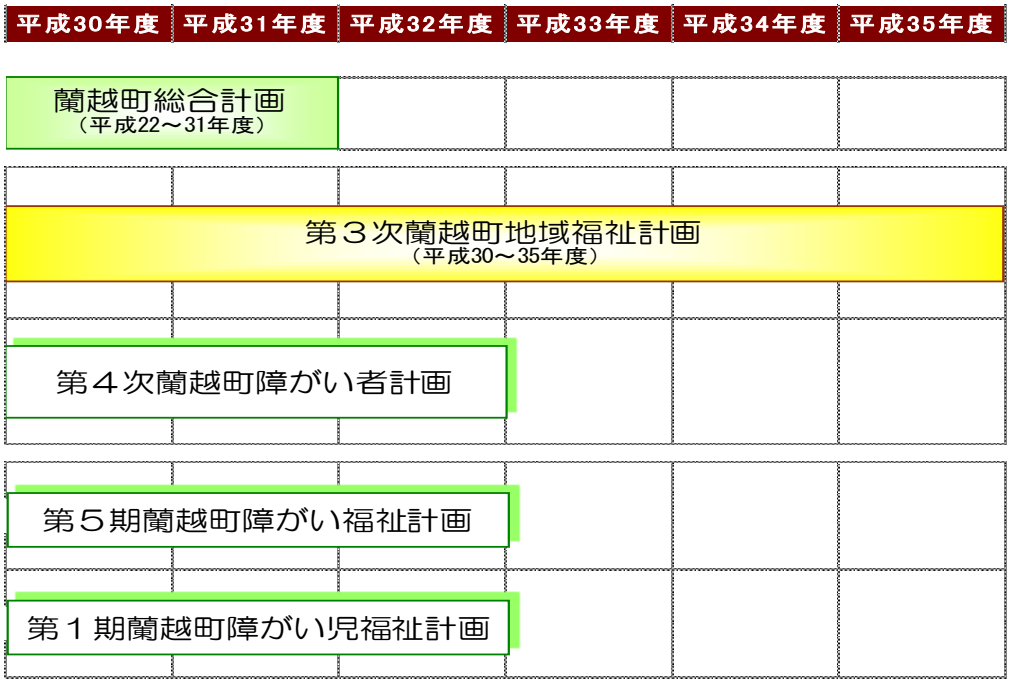

第２章　障がいのある人の状況

１　人口の状況

総人口は、平成 27 年国勢調査で 4,843 人、世帯数は 2,086 世帯となり、平成 22 年に比べると 449 人、8.5%の減となっています。

【人口と世帯数の推移】

単位：人、世帯

	総人口	世帯数	1世帯当たり人員
平成 7年	6,450	2,276	2.8
平成12年	6,215	2,390	2.6
平成17年	5,802	2,242	2.6
平成22年	5,292	2,129	2.5
平成27年	4,843	2,086	2.3

各年10月1日現在　　資料：国勢調査

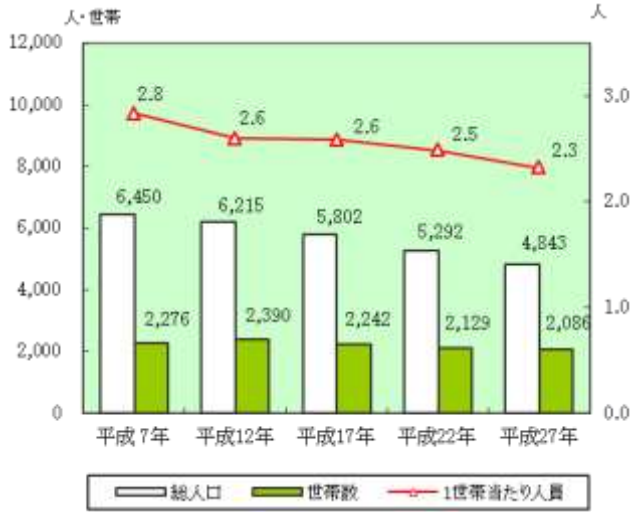

２　障がいのある人の状況

（1）身体に障がいのある人

身体に障がいのある人（身体障害者手帳所持者）は、平成 28 年度末現在で 346 人となり、総人口に占める割合は 7.2%となっています。

障がいの程度別では、重度（1 級、2 級）が 133 人で、38.4%、中度・軽度（3 級以下及び一般障害者）が 213 人で、61.6%となっています。

【身体障がい者の状況（手帳所持者）】

【身体障がい者の状況（障がいの程度別）】

単位：人

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
1 級	105	23.8	104	22.8	98	25.6	91	25.6	93	26.9
2 級	86	19.5	88	19.3	48	12.5	43	12.1	40	11.6
3 級	70	15.9	90	19.7	66	17.2	60	16.9	56	16.2
4 級	102	23.1	105	23.0	103	26.9	98	27.6	93	26.9
5 級	38	8.6	35	7.7	35	9.1	36	10.1	35	10.1
6 級	40	9.1	35	7.7	33	8.6	27	7.6	29	8.4
合計	441	100.0	457	100.0	383	100.0	355	100.0	346	100.0

各年度末現在　　資料：住民福祉課

年齢別では、平成 28 年度末で 65 歳以上の高齢者が 79.8%となり、そのうちの約 67%は肢体不自由、約 23%が内部障がいと加齢に伴う障がいが多い傾向にあります。

【身体障がい者の状況（年齢別）】

単位：人

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
18歳未満	6	1.4	5	1.1	3	0.8	5	1.4	5	1.4
18～64歳	88	20.0	100	21.9	73	19.1	71	20.0	65	18.8
65歳以上	347	78.7	352	77.0	307	80.2	279	78.6	276	79.8
合計	441	100.0	457	100.0	383	100.0	355	100.0	346	100.0

各年度末現在　　資料：住民福祉課

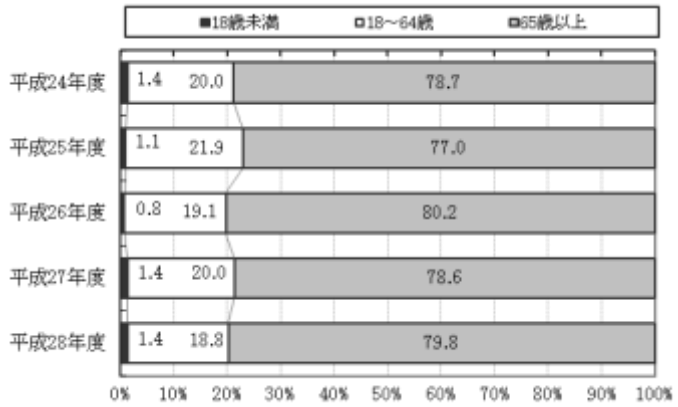

【身体障がい者の状況（年齢別・障がいの種類別）】

単位：人

		肢体不自由	聴覚・平衡機能障害	内部障害	視覚障害	音声・言語障害	合計
18歳未満	人	3	－	1	－	1	5
	%	60.0	－	20.0	－	20	100.0
18～64歳	人	41	4	18	2	－	65
	%	63.1	6.2	27.7	3.1	－	100.0
65歳以上	人	185	11	64	16	－	276
	%	67.0	4.0	23.2	5.8	－	100.0
合計	人	229	15	83	18	1	346
	%	66.2	4.3	24.0	5.2	0.3	100.0

平成28年度末現在　　資料：住民福祉課

【身体障がい者の状況（障がいの種類別）】

単位：人

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
肢体不自由	279	63.3	274	60.0	254	66.3	238	67.0	229	66.2
聴覚・平衡機能障害	42	9.5	51	11.2	22	5.7	17	4.8	15	4.3
内部障害	95	21.5	103	22.5	87	22.7	81	22.8	83	24.0
視覚障害	23	5.2	27	5.9	20	5.2	18	5.1	18	5.2
音声・言語機能障害	2	0.5	2	0.4	0	0.0	1	0.3	1	0.3
合計	441	100.0	457	100.0	383	100.0	355	100.0	346	100.0

各年度末現在　　資料：住民福祉課

（2）知的障がいのある人

知的障がいのある人（療育手帳所持者）は、平成 28 年度末で 36 人となり、ここ数年大きな変化はみられません。

障がいの程度別では、A（最重度・重度）が 9 人で 25%、B（中度・軽度）が 27 人で 75%となっています。

【知的障がい者の状況（手帳所持者）】

【知的障がい者の状況（手帳所持者・障がいの程度別・年齢別）】

		A判定	B判定	合計
18歳未満	人	4	6	10
	%	40.0	60.0	100.0
18～64歳	人	4	19	23
	%	17.4	82.6	100.0
65歳以上	人	1	2	3
	%	33.3	66.7	100.0
合計	人	9	27	36
	%	25.0	75.0	100.0

平成28年度末現在　　資料：住民福祉課

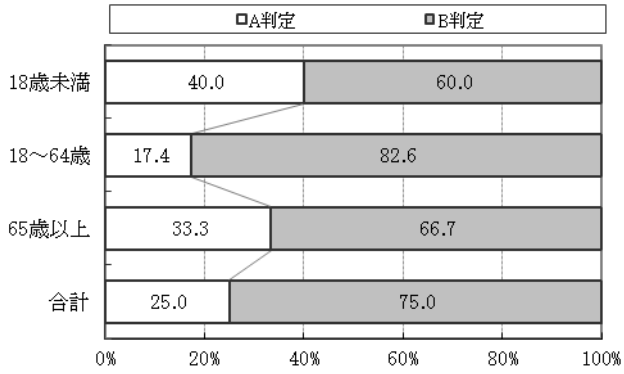

（3）精神障がいのある人

精神障がいのある人（精神障害者保健福祉手帳所持者）は平成 28 年度末で 22 人となり、年齢別では、18～64 歳が 17 人、65 歳以上が 5 人と若年・壮年層が多くなっています。

【精神障がい者の状況（手帳所持者）】

単位：人、％

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総人口	5,210	5,088	4,953	4,860	4,788
手帳交付者数	20	26	20	20	22
総人口に占める割合	0.4	0.5	0.4	0.4	0.5

各年度末現在　　資料：住民福祉課

【精神障がい者の状況（手帳所持者・障がいの程度別・年齢別）】

単位：人

		1 級	2 級	3 級	合計
18歳未満	数	－	－	－	－
	%	－	－	－	－
18～64歳	数	4	11	2	17
	%	23.5	64.7	11.8	100.0
65歳以上	数	2	3	－	5
	%	40.0	60.0	－	100.0
合計	数	6	14	2	22
	%	27.3	63.6	9.1	100.0

平成28年度末現在　　資料：住民福祉課

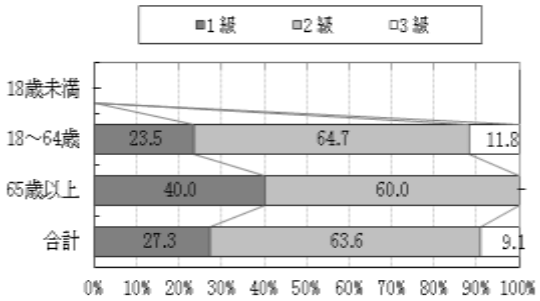

（4）障がいのある子ども

平成 29 年 5 月 1 日現在で、小学校に 6 人、中学校に 2 人の児童・生徒が特別支援教育を受けています。

【障がいのある子どもの状況（特別支援教育）】

単位:人

学校名	児童総数	特別支援学級数	特別支援学級在籍児童数	特別支援学級の種別
町立昆布小学校	33	－	－	
町立蘭越小学校	148	3	6	知的･肢体･情緒
町立蘭越中学校	114	1	2	知的

平成29年5月1日現在　　資料:蘭越町教育委員会

（5）難病の人

平成 25 年 4 月施行の障害者総合支援法では、障がい者の定義に新たに難病患者等を加えました。

このことにより、身体障害者手帳等を取得できない場合でも同法に基づく障害福祉サービス等の利用が可能となりました。対象となる難病疾病は、平成 27 年 1 月の「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「難病法」という。）の施行を受け、対象となる難病疾病の見直しが行われ、国の難治性疾患克服研究事業の対象疾患（130 疾患）と関節リウマチとしています。

（6）発達障がいのある人

発達障がいは、発達障害者支援法で、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（ＬＤ）、注意欠陥／多動性障害（ＡＤ／ＨＤ）、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものとされています。

町では、保健事業の中で病気や障がい等の早期発見と早期治療、療育、機能訓練などにつなげるため、健診や相談、指導、支援、関係機関等との連携を進めていますが、正確に発達障がいのある人を把握することは困難な面があります。今後は、既存の各種保健事業の中で発達障がいへの対応を充実すべくその推進に努めていきます。

第２部　障がい者計画

第１章　計画の基本方針

１　基本理念

ノーマライゼーションの理念のもとに、誰もがお互いに認め合い、尊重し合い、支え合いながらいきいきと暮らすことができる地域社会が求められています。

一人ひとりが周りの人々に関心をもって、支え合いながら安心して暮らすことができるよう、そして、自分らしく暮らしていける共生社会を地域で実現することが必要です。社会的な障壁がなくなり、誰もが生活や行動しやすい社会は、すべての人にとって住みよい社会となります。

蘭越町では、障がいのある人もない人も地域の中で安心し笑顔で生活できるよう、「みんな笑顔で暮らそう、共生のまち蘭越」という基本理念のもとに障がい福祉サービスの充実を図り、自分らしく暮らしていけるよう必要な福祉サービスを提供するよう努めます。

基本理念

２　基本的視点

基本理念を実現するために、次の３つの視点に留意しながら計画を推進していきます。

■■■　自己決定の尊重と意思決定の支援　～自分らしくいきいきと～

本人の意思に基づいて、その人に合った自立した生活、働き方を選択し、自分らしく暮らすことができるよう支援していきます。

■■■　一元的なサービスの実施と障がい特性等に配慮した支援　～地域で暮らす～

一人ひとりの細かなニーズに対応できるよう、身近で一元的なサービスの提供を進めます。また、施設入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整備していきます。

■■■ 地域共生社会の実現に向けた取組　～支え合い、助け合う～

障がい者やその家族、関係機関・団体等だけではなく、地域の人たちや事業所など多くの人たちの参画のもと、互いに支え合い、地域や家庭で安心して暮らせるまちづくりに、みんなで取り組んでいきます。

3 基本目標

基本理念と施策推進にあたっての基本的視点をもとに、第４次計画の基本目標を次のように定めます。

1 相互理解と共生のまちづくり

差別や偏見がなく、共に認め合う地域づくりを推進していくため、障がいや障がい者に対する正しい理解の促進を図るとともに、日常的に助け合い、支え合い、見守りがあり、必要なときには応援できる住民主体の地域福祉活動を促進します。

2 安全で安心な生活環境づくり

安全・安心な福祉のまちづくりを推進していくため、公共施設や住まいのほか、移動・交通環境等、ハードとソフトの両面からすべての人が暮らしやすい生活環境になるよう努めます。

また、災害時の緊急事態にも対応できるよう、地域ぐるみの防災体制の構築を推進していくとともに、犯罪被害等の未然防止のため、住民の意識啓発や地域の見守り体制の強化に努めます。

3 自立生活を支える体制づくり

障がい者が住み慣れた地域で、自分らしく豊かな生活が送ることができるよう、相談支援体制の充実ときめ細やかな情報提供体制の構築に努めます。また、一人ひとりのニーズに応じた福祉サービスの充実、福祉と保健・医療が連携し、障がいや病気の状況に応じた支援の充実を図ります。

4 充実人生を送れる環境づくり

障がいのある人もない人も、誰もが自分らしく活躍する地域づくりを推進していくため、障がい者の特性や個々の状況に応じた就労支援の充実を図ります。また、障がい者が文化・スポーツ活動など、地域の様々な活動に積極的に参加できるよう、活動の場や機会の拡大に努めます。

4 施策体系

基本理念

みんな笑顔で暮らそう　共生のまち蘭越

基本目標・主な取り組み

- **1．相互理解と共生のまちづくり**
  - 心のバリアフリーの促進
    - 啓発・広報活動の充実
    - 障がい理解の促進
    - 福祉教育の充実
    - ボランティア活動の促進
  - 情報・コミュニケーションの促進
    - 情報バリアフリーの促進
    - コミュニケーションの推進
- **2．安全で安心な生活環境づくり**
  - まちのバリアフリーの促進
    - 施設のバリアフリー化
    - 安全重視のまちづくり
    - 移動手段・交通対策の充実
  - 防災・防犯対策の充実
    - 防災体制の充実
    - 消費者被害の防止
- **3．自立生活を支える体制づくり**
  - 相談支援の充実
    - 相談・情報提供体制の充実
    - 専門職種の育成・確保
    - 障がい者ケアマネジメント体制の充実
    - 権利擁護の推進
  - 障がい福祉サービスの充実
    - 障がい福祉サービスの充実
    - 地域生活支援事業の充実
  - 多様な生活支援策の展開
    - 各種生活支援策の充実
    - 多様なサービス提供主体の確保
  - 保健・医療の充実
    - 予防対策の充実
    - 医療体制の充実
    - 精神保健活動の充実
    - 在宅医療の推進
- **4．充実人生を送れる環境づくり**
  - 療育・教育の充実
    - 早期療育の充実
    - 障がい児保育と特別支援教育の充実
  - 働く環境づくり
    - 雇用と就労の促進
    - 福祉的就労の場の確保
  - スポーツ・文化活動等の促進
    - スポーツ・文化活動等の活発化
    - 社会参加の促進

第２章　障がい者施策の推進

１　基本目標1

相互理解と共生のまちづくり

施策体系

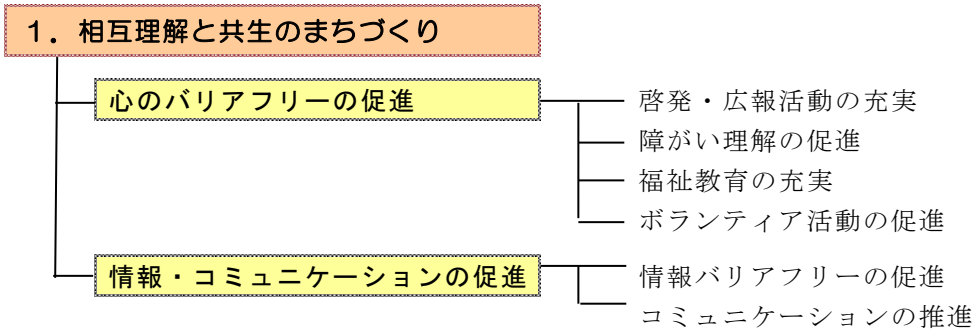

主な取り組み

（1）心のバリアフリーの促進

①　啓発･広報活動の充実

●地域住民及び関係機関・団体・事業所等に対し、障がいについての理解が深まるよう、広報や町のホームページ・研修会・講演会・イベントなどを通じて社会的障壁をなくす啓発を行います。
●精神障がいのある人の社会復帰の取組みを広く地域住民に知ってもらう機会を増やします。
●ヘルプマークについての啓発を行い、理解の促進に努めます。

②　障がい理解の促進

●障がい者週間（１２月３日～１２月９日）に合わせて、障がい及び障がい者についての理解普及に努め、すべての住民が障がい者に対して適切な援助ができるよう、障がい者に対する理解の促進に努めます。

③ 福祉教育の充実

●園児・児童・生徒が障がいについて学べる機会を増やし、交流や体験機会の充実に努めます。
●社会福祉協議会と連携しながら、障がいに関する講座や研修会を開催するとともに、地区や職場などでの交流や学習などの実施を促進します。

④ ボランティア活動の促進

●社会福祉協議会と連携し、福祉ボランティアの確保と育成の支援を行います。
●地域福祉推進の中核である社会福祉協議会を支援します。

（2）情報・コミュニケーションの促進

① 情報バリアフリーの促進

●広報や町のホームページなど、文字の大きさやフォント、色彩、ルビなどに配慮し、誰にとっても見やすく、分かりやすい情報提供の工夫に努めます。
●障がいのある人が役場などの窓口で手続きがしやすいよう、窓口対応の充実に努めます。

② コミュニケーションの推進

●視覚・聴覚障がいのある人とのコミュニケーションを確保するため、手話通訳者、朗読者等の育成に努めるとともに、活用促進に向けた情報提供を行います。
●聴覚障がいのある人のためにＦＡＸや電子メールを活用したコミュニケーションの確保に努めます。

2 基本目標2

安全で安心な生活環境づくり

施策体系

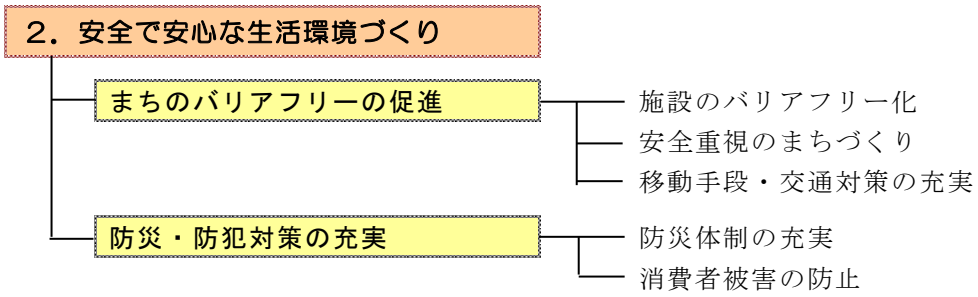

主な取り組み

（1）まちのバリアフリーの促進

① 施設のバリアフリー化

- 障がいのある人だけではなく、誰もが利用しやすい公共施設になるよう、バリアフリー化を推進します。
- 「北海道福祉のまちづくり条例」や「バリアフリー新法」の普及・啓発に努め、既存施設の改修や改善に向けた理解と協力を求めます。

② 安全重視のまちづくり

- 関係機関の協力を得ながら、障がいのある人や高齢者等の特性に配慮した交通安全教育や見守り運動などの活動を行います。
- 自宅での日常生活が送りやすくなるように、日常生活用具の利用促進に努めます。

③ 移動手段･交通対策の充実

- 障がいのある人の社会参加の促進のため、福祉ハイヤー料金扶助事業、生活交通バス、移動支援事業（生活地域支援事業）を継続して実施するとともに、その利用促進に向けた周知に努めます。
- ＪＲ、航空運賃等の助成制度、自動車税の減免制度の普及に努めます。

（2）防災・防犯対策の充実

① 防災体制の充実

●防災に関する知識の普及や障がいのある人自らの行動の仕方について、認識を深めます。
●災害時に支援を必要とする人の迅速かつ安全な避難を図るため、避難行動要支援者名簿への登録と適正な管理を行います。また、必要があれば、本人の同意を得た上で民生委員・児童委員、町内会等と情報を共有します。
●指定避難所や福祉避難所について、障がいに応じた施設運用ができるよう、定期的に点検・見直しを行います。

② 消費者被害の防止

●地域住民の見守り、声かけ、各種団体や関係機関による防犯活動を通じ、犯罪被害の発生を未然に防ぐ取組みの充実に努めます。
●消費者センター等と連携し、消費者トラブルに関する情報発信を行うとともに、救済について必要な情報提供と相談支援を行います。

3 基本目標3

自立生活を支える体制づくり

施策体系

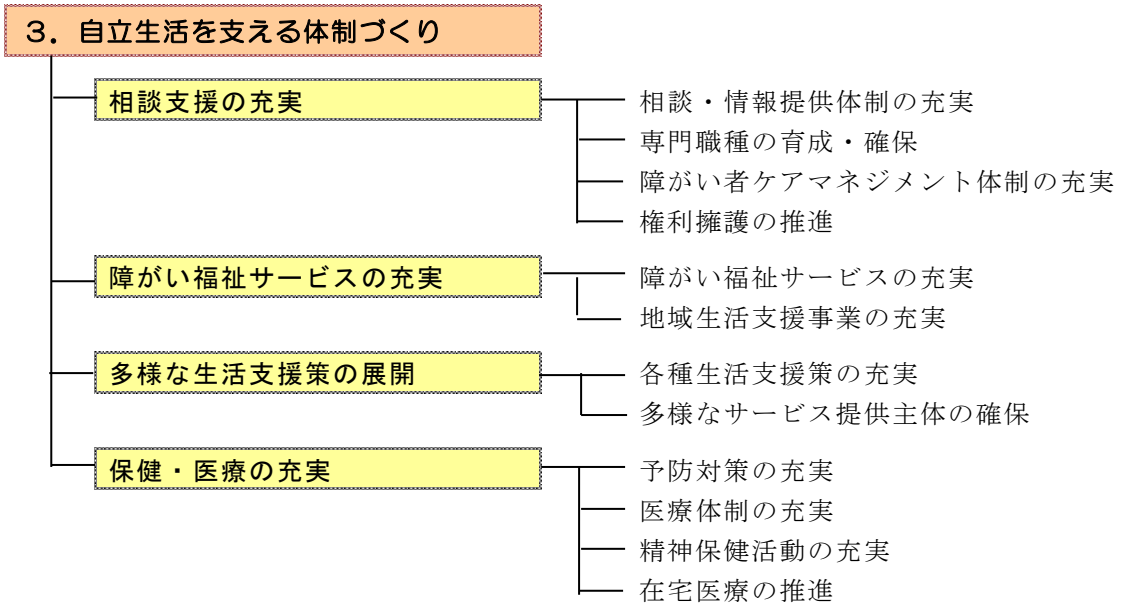

主な取り組み

（1）相談支援の充実

① 相談･情報提供体制の充実

●さまざまな相談を一元的に受け付け、専門的支援にまでつなげる総合的な相談窓口の整備に努めます。

●研修会や相談者同士の連絡会を積極的に行い、障がい者相談員や民生委員・児童委員等と自立支援協議会が連携し、身近な地域での相談活動を支援します。

●障がい者にとって必要な支援が提供できるよう、相談内容から問題や課題をくみ取り整理するとともに、庁内関係部署と連携できる職員のコミュニケーション能力や課題解決能力等の育成に努めます。

●障がいのある人が集い、同じ立場で語り合えるピアカウンセリングの場づくりに努めます。

② 専門職種の育成･確保

●社会福祉士・介護福祉士などの専門職をはじめ、障がいについての理解がある専門知識を持

つ人材の確保・育成に努めます。
●関係機関同士のネットワークの活用により、業務の質の向上を図ります。

③ 障がい者ケアマネジメント体制の充実

●町にある福祉資源を生かし、社会福祉協議会など関係機関の連携により、精神障がいのある人を地域で包括的に支援する体制の整備に努めます。
●障がいのある人や子どもの個々のニーズに対応するため、北海道、保健所等関係機関との連携を強化し、ケアマネジメント体制を整備します。

④ 権利擁護の推進

●障がいについての理解が深まるよう、広報や町のホームページ、イベントなどを通じて社会的障壁をなくす啓発を行います。
●精神障がいのある人の社会復帰の取組みを広く地域住民に知ってもらう機会を増やします。
●ヘルプマークについての啓発を行い、理解の促進に努めます。
●障がいのある人に対する差別の禁止と合理的配慮の提供が浸透するよう、行政・教育機関・住民団体・医療機関・民間事業者・地域住民等に対する広報、啓発を推進します。
●成年後見制度の周知に努め、制度の利用促進を図ります。
●権利擁護サポートセンターを立ち上げ、権利擁護支援のためのネットワークを構築し、福祉のまちづくりを進めます。
●虐待に関する相談窓口の周知に努めるとともに、関係機関・団体等と連携して、問題の解決に向けた支援を行います。

(2)障がい福祉サービスの充実

① 障がい福祉サービスの充実

●支援を必要とする人が適切にサービスや制度を利用できるよう、障がい福祉サービス提供体制の確保に努めます。
●生活介護や自立訓練などの日中活動サービスの提供体制を確保するとともに、地域活動支援センターの取組みを推進します。
●高齢の障がい者への適切な対応を図るため、介護保険サービスとの連携を推進するとともに、サービス利用に関する情報の周知に努めます。
●障がい者等の高齢化や「親亡き後」に備えるとともに地域移行を進めるため、近隣市町村との連携も含め、地域生活支援拠点の整備に努めます。

② 地域生活支援事業の充実

●市町村の責務として位置付けられた地域生活支援事業の充実を図ります。
※地域生活支援事業
①相談支援事業⇒障がい者の相談、情報提供、虐待防止、権利擁護のために必要な事業

②意思疎通支援事業⇒手話通訳など日常生活支援を行う事業
③日常生活用具給付等事業
④移動支援事業⇒ガイドヘルパーなどの移動支援事業
⑤地域活動支援センター事業

（3）多様な生活支援策の展開

① 各種生活支援策の充実

●障がいの特性に応じて必要な障がい福祉サービスを利用し、安心して生活できるよう、サービス提供事業者をはじめ関係機関が連携し、総合的な支援を進めます。
●障がいのある人の在宅生活を支援するため、補装具や日常生活用具の給付促進を図ります。
●各種手当や医療費等の各種助成、障害者年金の情報提供を充実するとともに、利用を促進します。
●障がい者家族の負担軽減のため、障がいに関わる各種の情報提供や相談対応等の支援に努めます。
●地域包括支援センター、子育て支援センター、障がい者自立支援協議会等との連携を図り、一体的な取組みを推進します。
●除雪が困難な世帯を対象に除雪サービスを行います。
●車を運転できない買物が困難な人を対象とした社会福祉協議会による買物支援サービスを行います。

② 多様なサービス提供主体の確保

●障がいのある人の団体・グループの活動を支援します。
●ボランティア活動を支援するとともに、福祉教育・福祉学習ボランティアなど多様なボランティア人材・団体等を育成し、ボランティア活動の活性化を目指します。
●住み慣れた地域で安心して生活を続けられるようグループホーム等の新規開発補助を行い、さまざなな暮らし方を支援します。

（4）保健・医療の充実

① 予防対策の充実

●各種健康診査の重要性を周知し、健康づくり意識の啓発に努め、疾病予防や早期治療につなげていきます。
●特定健康診査やがん検診の受診率を高め、必要な人への受診勧奨や保健指導を行うことで疾

病の重症化予防に努めます。

- 妊娠、出産から新生児期にいたる母子保健の充実を図るとともに、医療との連携を図ります。
- 妊婦健康診査や乳幼児健康診査を定期的に受診することで、障がいの原因となる疾病を早期発見できるよう、受診しやすい体制づくりに努めます。
- 子どもの発育や発達の遅れを早期に発見するために、乳幼児健康診査、保健・栄養指導等、相談体制の充実に努めます。
- 医療機関に対して障がいへの理解や合理的配慮の提供を促し、診察時のコミュニケーション支援の充実を図ります。

② 医療体制の充実

- 町内各医療機関や近隣医療機関との連携による地域医療体制の充実に努めます。
- 医療機関、訪問看護ステーション、保健師、ヘルパーなど関係機関の連携を確保し、在宅での療養支援を推進します。
- 更生医療や育成医療、難病の人への医療費助成制度等の周知を図り、制度の利用の促進を図ります。

③ 精神保健活動の充実

- 発達障がい・高次脳機能障がいや難病等について、幅広く住民への知識の普及を図ります。
- 健康教育を通じて、こころの病やストレスの対処法等に関する知識を普及し、専門医や医療に関する情報提供に努めるとともに、早期に適切な医療を選択し受診できるように支援します。
- こころの不調への早期発見・相談・治療へつなぐため、相談窓口の周知に努めます。
- 通院可能な人や退院後間もない回復途上の人が地域で自立した生活が送れるよう、住まいの整備や働く場、日中活動の場等の充実に努めます。

④ 在宅医療の推進

- かかりつけ医の普及を図ります。また、適切な医療が受けられるよう医療機関や訪問看護ステーションと連携を図ります。
- 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の周知に努めます。

4 基本目標4

充実人生を送れる環境づくり

施策体系

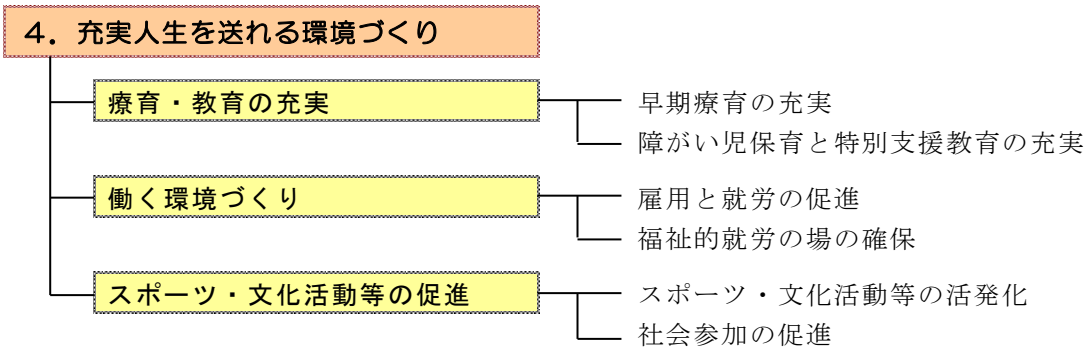

主な取り組み

（1）療育・教育の充実

① 早期療育の充実

- ●心身の発達が気になる子どもの早期の発見から療育につなげるため、子どもの家庭環境に適した相談指導の充実を図ります。
- ●児童発達支援や放課後デイサービスの利用促進を図ります。

② 障がい児保育と特別支援教育の充実

- ●障がいのある子どもに対する理解促進に努めます。
- ●配慮の必要な子どもの支援のため、保育士を加配し、保健・福祉・教育委員会・関係機関との連携をとりながら、障がいのある子どもの保育の充実に努めます。
- ●特別支援教育連携協議会の充実を図り、就学後も一人ひとりの障がいの特性に応じた支援が受けられるよう連携を強化します。
- ●学習障がいや注意欠陥多動性障がい等の児童に対して、一人ひとりの能力や個性に応じた支援の充実を図ります。
- ●障がいのある子どもとない子どもが、お互いの理解を深めて共に学ぶための交流教育を進めます。

（2）働く環境づくり

① 雇用と就労の促進

●障がい者雇用に関する制度の周知を、障がいのある人及び事業者の双方に行い、利用を促進します。
●就職促進のため、技術取得機会や職業訓練制度等の情報提供、ハローワークとの連携、各種制度の利用促進に努めます。

② 福祉的就労の場の確保

●就労支援事業所への通所に要する交通費の助成を継続して実施します。
●障がい者優先調達方針に基づき、優先的に障がい者就労施設等から物品の調達に努めます。
●事業所での就労が難しい人に対し、創作的活動や生産活動、社会との交流の場などを提供する地域活動支援センター事業を促進します。

（3）スポーツ・文化活動等の促進

① スポーツ・文化活動等の活発化

●誰もが気軽に楽しめるスポーツの普及に取り組むとともに、文化・芸術活動などのいっそうの普及を図ります。
●障がい者団体が実施するスポーツ・レクリエーション事業について、引き続き支援を行います。
●障がいのある人もない人も、その生涯を通して学び楽しみ交流する生涯学習機会を確保するため、学習情報の提供や相談体制の充実、住民の理解促進に努めます。

② 社会参加の促進

●移動支援やコミュニケーション支援の活用や、ボランティアとの連携を図り、障がいのある人が社会参加しやすいよう環境整備に努めます。
●関係機関が実施する講座、教室、サークル活動、レクリエーション活動などの情報を周知します。
●障がい者関係団体や町内会、民生委員・児童委員などの地域の団体と連携しながら、啓発活動をはじめ、地域行事などの参加支援を行い、障がいのある人の社会参加を促進します。

第３部　障がい福祉計画

第１章　障がい福祉計画

1　障がい福祉サービスの種類と内容

① 訪問系サービス

サービスの種類	サービス内容
居宅介護	居宅での入浴や排せつ、食事、家事などの援助、通院の介助などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を要する人に、居宅で長時間にわたる介護と外出時の移動支援などを総合的に提供します。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者に外出時における支援として、必要な視覚的情報の支援（代筆、代読を含む）、必要な移動の援護、必要とする援助を行います。
行動援護	自己判断力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がい者等で、介護の必要性が著しく高い人に対し、サービス利用計画に基いて複数のサービスを包括的に提供します。

②日中活動系サービス

サービスの種類	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする障がい者に、施設等で入浴や排せつ、食事の介護をしたり、創作活動や生産活動の機会の提供等を行います。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活機能の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識と能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の機会を通じて、その知識や能力の向上のための訓練を行います。A型（福祉工場などの雇用型）とB型（授産施設や作業所などの非雇用型）があります。
就労定着支援	一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう支援する事業で、施設の職員が障害者の就職した事業所を訪問することで、障がい者や企業を支援します
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護と日常生活の世話を行います。
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短時間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

③ 居住系サービス

サービスの種類	サービス内容
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し、主に夜間に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を営むのに支障のない知的障がい者、は精神障がい者に対し、主に夜間、共同生活を行う住居で相談や食事提供等の支援を行います。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がいのある人などについて、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適切な支援を行います。

④ 相談支援

サービスの種類	サービス内容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービスの利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	施設や病院に長期入所等している人が、地域生活に移行できるよう居宅の確保や地域生活や地域生活の準備などの地域移行支援を行います。
地域定着支援	施設や病院に長期入所等していた人が、地域生活に移行後、安心して地域生活を継続できるよう連絡・相談等の地域定着支援を行います。

⑤ 相談支援事業

サービスの種類	サービス内容
障害者相談支援事業	障がい者等の福祉に関するさまざまな問題について、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供と助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援、虐待の防止とその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者の権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。
基幹相談支援センター	総合的な相談を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、専門的職員の基幹相談支援センター等の配置をはじめ、基幹相談支援センター等による地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施し、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障害のある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して、関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

⑥ 成年後見制度利用支援事業

サービスの種類	サービス内容
成年後見制度 利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者・精神障害者に対して、成年後見制度の利用を促進し、成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人などの報酬の一部を助成するサービスです。
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度の後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障害のある人の権利擁護を図ります。

⑦ 意思疎通支援事業

サービスの種類	サービス内容
意思疎通支援事業 （手話通訳者派遣事業）	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障がいのため意思疎通をはかることに支障がある障がい者等に手話通訳者等の派遣を行い、円滑な意思疎通を支援します。

⑧ 日常生活用具給付等事業

サービスの種類	サービス内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど障がい者等の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子等の用具を給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者屋内信号装置など、障がい者等の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障がい者等の在宅療養を支援するための用具を支給します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がい者等の情報収集、伝達や意思疎通を支援する用具を給付します。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具など、障がい者等の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具	介護保険の対象とならない人で、下肢、体幹などに移動機能障がいをもつ人（障害程度等級3級以上）を対象に、手すりの取り付け、段差の解消、床材の変更、扉の取替え、洋式便器等への取り替えなど、小規模な住宅改修費を支給します。

⑨ 移動支援事業

サービスの種類	サービス内容
移動支援事業	通院等に支障のある障がい者を対象に、通院や地域活動支援センター利用のための外出時に送迎を行います。

⑩ 地域活動支援センター

サービスの種類	サービス内容
地域活動支援センター	障がい者の地域生活を促進することを目的に、地域で生活する障がい者等に対して、定期的通所による創作活動、自立生活のための情報交換などの事業を行っています。

第２章　平成 32 年度の数値目標

1　平成 32 年度までに達成をめざす数値目標

本計画では、障がいのある人の地域生活移行や就労支援に関する目標について、国の指針などを踏まえ、本町の実情に応じて、平成 32 年度を最終目標年度として、以下のとおり設定します。

（1）施設入所者の地域生活への移行

■国の基本指針

○平成 28 年度末時点の施設入所者の 9%以上を地域生活へ移行
○平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減
○平成 29 年度末において、前計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成 32 年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値に設定。

■北海道のめざす方向

○平成 29 年 3 月末の施設入所者数の 3.8%にあたる 352 人が地域生活へ移行するとともに、施設入所者の減少見込み数の目標値は、平成 29 年 3 月末の施設入所者数の 2%以上減少することを目標とする。

［成果目標の設定］

項　目	数 値	考え方
現入所者数(A)	25 人	平成28年度末の施設入所者数
目標年度(平成32年度)の地域生活移行者数(人)	3 人	(A)の9％以上が地域生活へ移行することを基本とする
目標年度の(H32年度)の減少見込数（人）	3 人 12%	2％以上の削減を基本とする

（2）精神障がい対応した地域包括ケアシステムの構築

■国の基本指針

○平成 32 年度末までに、市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

［成果目標の設定］

新規に協議会等を設置するか、既存の協議会に附与するかの検討を進めるとともに、圏域での対応も視野に入れ、平成 32 年度末までに協議の場の設置を目標とします。

（3）地域生活支援拠点等の整備

■国の基本指針

○平成 32 年度末までに、市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備

■北海道のめざす方向

○第 5 期北海道障がい福祉計画期間中は、圏域内に 1 か所以上の整備を目標

［成果目標の設定］

圏域での整備も含め、平成 32 年度末までに整備することを目標とします。

（4）福祉施設から一般就労への移行等

■国の基本指針

○福祉施設から一般就労への移行者数を、平成 28 年度実績の 1.5 倍以上とする。
○就労移行支援事業の利用者数を、平成 28 年度末の利用者から 2 割以上増加する。
○就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。
○就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とする。

■北海道のめざす方向

○一般就労への年間移行者数の目標値は 1,343 人で、平成 28 年度実績の 895 人の 1.5 倍を設定
○就労移行支援事業所の利用者数の目標値は 2,072 人で、平成 28 年度末利用者数の 1.2 倍を設定し、就労移行率実績が 3 割以上の事業所の割合を 5 割以上となるよう目標を設定
○1 年後の職場定着率を 8 割以上を目標

［成果目標の設定］

福祉施設から一般就労への移行

項　目	数 値	考え方
平成28年度の一般就労移行者数	0 人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
平成32年度の年間一般就労移行者数	1 人	平成32年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

就労移行支援事業の利用者数

項　目	数 値	考え方
平成28年度の就労移行支援利用者数	0 人	平成29年3月の就労移行支援利用者数
平成32年度の就労移行支援利用者数	1 人	近くに就労支援施設等が少なく、指針ほどの効果が見込まれる可能性が低いため

第３章　障がい福祉サービスの見込量と確保のための方策

1　訪問系サービス

■■現　状■■

訪問系サービスは、障がい者の地域生活を支える基本的な事業となるものです。居宅介護（ホームヘルプサービス）が中心となり、平成 27～29 年度の計画（1 月当たりの利用人数）に対して、利用実績は下回りました。

（1月当たり）

サービスの種類	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
居宅介護 重度訪問介護	人	2	1	50.0%	5	1	20.0%	5	0	0.0%
行動援護 重度障害者等包括支援	時間	30	27	90.0%	30	27	90.0%	30	0	0.0%

■■見込量■■

居宅介護を含めた訪問系サービスについては、介護者の高齢化などによりサービスを必要とする人が出てくると予測されます。

そのため、1 人あたりのサービス利用時間を勘案し、5 期計画では下表のとおり見込みました。

（1月当たり）

サービスの種類	単位	見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人/月	3	3	3
	時間/月	25	25	25

■■見込量確保の方策■■

- 居宅介護や重度訪問介護、行動援護については、いつでも必要なサービス量に対応できるよう、町内の提供事業所を中心にサービス提供体制の充実を図っていきます。
- 障がいのある人への支援方法についての情報提供を行い、ヘルパーの介護技術の向上を支援していきます。

2 日中活動系サービス

■■現　状■■

日中活動系サービスでは、就労継続支援（B 型）の利用者が計画より上回りましたが、その他のサービスは、ほぼ計画どおり推移しています。

（1月当たり）

サービスの種類	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
療養介護	人	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
生活介護	人	30	26	86.7%	30	26	86.7%	30	25	83.3%
	人日	660	572		660	572		660	550	
自立支援(機能訓練)	人	0	0	−	0	0	−	0	0	−
自立支援(生活訓練)	人	0	0	−	0	0	−	0	0	−
就労移行支援	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	1	100.0%
	人日	22	0		22	0		22	22	
就労継続支援(A型)	人	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	1	50.0%
	人日	44	44		44	44		44	22	
就労継続支援(B型)	人	5	10	200.0%	6	12	200.0%	7	10	142.9%
	人日	110	220		132	264		154	220	
短期入所	人	2	1	50.0%	2	1	50.0%	2	2	100.0%
	人日	20	15	75.0%	20	15	75.0%	20	15	75.0%

■■見込量■■

専門的なサービスを提供できる事業者は限られているため、事業者と連携を図り、障がい者一人ひとりの障がい特性に応じたサービスが提供されるよう、在宅障がい者のサービス意向を勘案し、必要なサービス量を下表のとおり見込みました。

サービスの種類	単位	見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
療養介護	人/月	1	1	1
生活介護	人/月	29	29	29
	人日/月	614	614	614
自立訓練(機能訓練)	人日/月	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人日/月	0	0	0
自立訓練(宿泊型)	人日/月	0	0	0
就労移行支援	人/月	1	1	1
	人日/月	26	26	22
就労継続支援(A型)	人/月	2	2	2
	人日/月	44	44	44
就労継続支援(B型)	人/月	12	13	14
	人日/月	264	286	308
就労定着支援	人日/月	0	0	0
短期入所(福祉型)	人/月	5	5	5
	人日/月	55	55	55
短期入所(医療型)	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0

■■見込量確保の方策■■

- 療養介護については、専門的医療が必要ですので、専門病院と連携を図っています。
- 生活介護については、これまで同様にサービスが円滑に提供されるよう、利用者の意向に沿って支援していきます。
- 自立訓練や機能訓練については、関係機関と連携しサービスが提供できる事業所等の情報を利用希望者に提供していきます。
- 就労移行支援については、事業所と連携を図り、利用者の支援に努めます。
- 就労継続支援（Ｂ型）については、就労移行支援と同様に新体系移行の事業所と連携を図り、利用者の支援に努めていきます。また、ハローワークや学校、事業所等とのネットワークを活用し、障がいのある人の就労確保に努めます。
- 就労定着支援については、平成 30 年度から新設されるサービスであるため、事業者に対する情報提供に努め、事業者の参入を促進していきます。
- 短期入所については、提供事業所等と連携を図り、必要なニーズ量に対応していきます。

3 居住系サービス

■■現　状■■

共同生活援助（グループホーム）の利用実績は、計画より利用者が上回りましたが、平成 27 年度から利用者数は横ばいとなっています。

施設入所支援の利用実績は、計画どおり推移しています。

（1月当たり）

サービスの種類	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
共同生活援助(グループホーム)	人	10	14	140.0%	10	14	140.0%	10	13	130.0%
施設入所支援	人	25	25	100.0%	25	25	100.0%	25	25	100.0%

■■見込量■■

共同生活援助、施設入所支援については、利用者や介護者の高齢化等を勘案し、第 5 期計画の必要量を見込みました。

サービスの種類	単位	見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	人/月	0	0	0
共同生活援助	人/月	14	15	15
施設入所支援	人/月	26	26	26

■■見込量確保の方策■■

- 自立生活援助については、平成 30 年度から新設されるサービスであるため、事業者に対する情報提供に努め、事業者の参入を促進していきます。
- 障がいのある人や介護者の高齢化と居住系サービスの需要意向を勘案しつつ、社会福祉法人やＮＰＯ法人等によるグループホーム等の整備促進に努めます。

4 相談支援

■■現　状■■

「計画相談支援」は、セルフプランも含め、障がい福祉サービスを希望するすべての人が利用できる体制となっています。

サービスの種類	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
計画相談支援	人/月	3	4	133.3%	3	5	166.7%	3	5	166.7%
地域移行支援	人/月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
地域定着支援	人/月	0	0	－	0	0	－	0	0	－

■■見込量■■

平成 29 年度までの利用者数の現状を踏まえ、今後の利用者数の増加を勘案し、見込量を次のとおり設定します。

サービスの種類	単位	見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	人/月	6	7	7
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0

■■見込量確保の方策■■

- 新規利用者への導入に努めるとともに、適正なプランの策定が維持・向上できるよう、サービス提供事業者及び相談支援専門員の質・量の確保に努めます。
- 「地域移行支援」と「地域定着支援」については、必要な人が支援を受けられるよう、サービス内容の啓発に努めるとともに、サービス提供事業者との連携を維持します。

第４章　地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

1　相談支援事業

■■現　状■■

本町では、指定相談支援事業所を設置し、障害者手帳の手続きをはじめ障がいのある人やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言又は障がい福祉サービスの利用支援などを行っています。また、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整を行っています。

第４期計画の実績は、下表のとおりです。

サービスの種類	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
障害者相談支援事業	か所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有		有	有		有	有	
相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有		有	有		有	有	

■■見込量■■

第５期計画では、相談事業の充実を図っていきます。

サービス種別	単位	見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
障がい者相談支援事業	か所	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

■■見込量確保の方策■■

- 指定相談支援事業所と連携し、障がいのある人に必要な相談体制の構築を図ります。
- 住宅入居等支援事業については、本計画の期間中の実施見込みはありませんが、ニーズの有無・程度等の情報収集を行い、必要に応じてサービスが提供できるよう研究・検討を行います。

2 成年後見制度利用支援事業

■■現状と見込量■■

虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行っています。

サービス種別	単位	実績			見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見人制度利用支援事業	人	0	0	0	1	1	1
成年後見人制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

■■見込量確保の方策■■

- 判断能力が不十分な障がいのある人の福祉サービス利用契約の締結等が適切に行われるよう、成年後見制度の利用を支援します。
- 成年後見制度法人後見支援事業については、業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制整備を進めます。

3 意思疎通支援事業

■■現状と見込量■■

聴覚、言語機能、音声機能のため、意思疎通を図ることに支障がある人などに対して、意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者の派遣を行っています。

平成 27～29 年度の利用実績はありませんが、第 5 期計画では、手話通訳利用者を年間 1 件ずつ見込んでいます。

サービス種別	単位	実績			見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者派遣事業	件	0	0	0	1	1	1
手話通訳者設置事業	箇所	0	0	0	0	0	0

■■見込量確保の方策■■

- 意思疎通に支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、サービスの周知に努めます。

4 日常生活用具給付事業

■■現状と見込量■■

日常生活用具の給付については、下記の６つの用具を対象としています。その中で直腸機能に障がいのある人に利用されるストマ用装具などの排せつ管理支援用具が最も多く利用されており、第５期計画では必要量を下表のとおり見込みました。

サービス種別	単位	実績			見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	件	0	0	1	3	3	3
自立生活支援用具	件	0	2	0	3	3	3
在宅療養等支援用具	件	1	0	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件	0	0	1	1	1	1
排せつ管理支援用具	件	42	30	40	54	54	54
居宅生活動作補助用具	件	0	0	1	1	1	1

■■見込量確保の方策■■

● 日常生活用具の給付を必要とする人がサービスを利用できるよう、日常生活用具に関する情報の周知を図ります。

5 移動支援事業

■■現状と見込量■■

移動支援は、障がいのある人が自立した生活を営む上で欠かせないサービスです。そのため、①身体障がい（全身性障がい・視覚障がいの人）、②知的障がい、③精神障がいの手帳所持者で移動困難な人を対象に、外出時の移動支援を行い、地域での自立生活や社会参加促進に寄与しています。今後は地域生活に移行する人が増えると見込み、移動支援のサービス利用が増加すると予測されますので、第５期計画では、次のとおり見込みました。

サービス種別	単位	実績			見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	人/月	2	2	1	3	3	3
	延べ時間	33	10	9	30	30	30

■■見込量確保の方策■■

● 今後のサービス利用の需要動向を踏まえ、サービス提供事業所へ提供体制の拡充を促進します。

6 地域活動支援センター事業

■■現状と見込量■■

地域活動支援センターでは、障がいある人の社会との交流を促進するために創作的活動や生産活動の機会と活動や交流、日中活動の場を提供します。

前期計画期間では、域活動支援センター事業を倶知安町で設置する地域活動支援センター「夢の匠」と札幌市の「NPO 法人コロポックルさっぽろ」の 2 か所に委託し、述べ 4 人の利用実績がありました。

第 5 期計画では、前期計画と同様に 2 か所に委託し、1 か月当たりの利用者 3 人を見込みました。

サービス種別	単位	実績			見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センター事業	か所	1	1	2	2	2	2
	人/月	1	1	2	3	3	3

■■見込量確保の方策■■

- サービス提供事業所と連携し、利用者のニーズに合ったサービス提供体制の整備を促進します。

7 その他事業

■■現状と見込量■■

サービス種別	単位	実績	見込量		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有
手話奉仕員研修養成事業（研修修了者）	人	0	0	0	1

■■見込量確保の方策■■

- 理解促進研修・啓発事業については、障がいへの理解を深めるための周知、広報の充実に努めます。
- 自発的支援事業については、障がい者等が自立して日常生活や社会生活を営むことができるよう自発的に行う活動に対して、補助を行います。
- 手話奉仕員研修養成事業については、研修実施体制の整備に努めます。

第４部　障がい児福祉計画

第１章　障がい児福祉計画

１　障がい児サービスの種類と内容

サービスの種類	サービス内容
児童発達支援	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を実施し、障がいのある児童の放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がいのある児童が、集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対して集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度心身障がいのある児童などの重度の障がいがあり、障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する障害のある児童に、支給決定または支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障がいのある児童（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健・医療・福祉等の関連分野の連絡調整を行うための体制を整備します。

第２章　平成 32 年度の数値目標

1　平成 32 年度までに達成をめざす数値目標

本計画では、障がいのある児童の地域支援体制の構築に向け、施設や体制の整備について、国の指針を踏まえ、本町の実情に応じて、平成 32 年度を最終目標年度として、以下のとおり設定します。

(1)障がい児支援の提供体制の整備

■国の基本指針

○平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも 1 か所以上設置
○平成 32 年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
○平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等児童デイサービス事業所を 1 か所以上設置

■北海道のめざす方向

○児童発達支援センター、保育所等訪問支援事業所、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等児童デイサービス事業所を、圏域内に 1 か所以上整備することを目標

［成果目標の設定］

○「児童発達支援センターの整備」については、圏域での整備も含め、平成 32 年度までに整備することを目標とします。
○「保育所等訪問支援を利用できる体制の整備」については、関係機関や事業者等と連携し、利用できる体制を構築することを目指します。
○「重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等児童デイサービス事業所の確保」については、圏域での整備も含め、平成 32 年度までに整備することを目標とします。

（2）医療的ケア児等支援のための関係機関の場の設置

■国の基本指針

○平成 30 年度末までに、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置

■北海道のめざす方向

○圏域内に 1 か所以上整備することを目標
○医療的ケアが必要な子どもが在住する市町村においても、協議の場を設置することを目標

［成果目標の設定］

圏域での整備も含め、平成 32 年度までに整備することを目標とします。

第３章　障がい児通所支援等の見込量と確保のための方策

1　障がい児通所支援等

■■現状と見込量■■

「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」については、児童人口は減少していますが、今後も一定数の利用者が見込まれます。

サービスの種類	単位	見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人/月	3	3	3
	人日/月	12	9	9
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	12	13	13
	人日/月	20	22	22
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0

■■見込量確保の方策■■

- 「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」は、サービス提供事業者との連携により、サービスの質・量の拡充に努めます。
- 「居宅訪問型児童発達支援」は、平成 30 年度から新設されるサービスのため、事業者に対する情報提供に努め、参入を促進していきます。

2 障がい児相談支援

■■現状と見込量■■

障がい児通所支援サービスを利用する前に支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を指定相談支援事業者が提供するものです。

サービスの種類	単位	見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
障がい児相談支援	人/月	3	3	3

■■見込量確保の方策■■

障害相談支援事業者と連携し、利用者のより身近な相談サービスの提供に努めます。

3 医療ケア児に対する支援を調整するコーディネーターの配置

■■現状と見込量■■

医療的ケア児が地域で安心して暮らすことを支えるため、関係機関との総合調整を行う体制を整えるよう、平成 30 年度から新たに位置づけられた取組みです

区分	単位	見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
コーディネーターの配置数	人	0	0	0

■■見込量確保の方策■■

サービス提供事業者に働きかけ、実施に向けた情報提供などの支援を推進します。

第５部　計画の推進にあたって

1　基本的な考え方

（1）庁内連携体制の整備

障がい者福祉に関する取組みは、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境分野など大変広い範囲にわたっています。そのため、主管である住民福祉課をはじめ、それぞれの分野を所管する関係部署が連携を強め、総合的・一体的な計画の推進に努めます。

（2）障がいのある人等の意見の反映

各種の施策・事業を効果的に実施するため、施策・事業の内容や提供方法などについて障がいのある人とその家族、当事者団体等との意見交換の場を設け、意見やニーズの把握に努めます。

（3）関係機関との連携強化

計画の推進にあたっては、今後の制度改正などを踏まえるとともに、国、道、近隣・関係町村等関係機関との日常的な連携に努め、サービス提供事業者の確保とサービスの質・量の確保に努めます。

（4）関係団体、町民との連携強化とネットワーク構築

地域での保健・福祉等を推進していくためには、行政だけでなく、当事者団体やボランティア団体、町内会、地域の各種団体による支援と協力が大変重要です。

ノーマライゼーションの考え方の普及と共生社会の実現は、障がい者福祉施策の推進を含む地域福祉活動の展開によります。

したがって、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、各種相談員などとの連携を深めるとともに、社会福祉協議会で取り組む地域福祉活動の促進を図るなど、関係団体、町民の主体的な取組みを育成・支援します。

また、関係団体、地域、町民等の参加を得て地域福祉ネットワークの形成をめざします。

（5）財源確保の考え方

計画の推進に伴う財源の確保については、広域的連携や民間事業者による事業展開、地域、町民、地域の各種団体等との連携・協働を図りながら取り組むことを基本とします。

行政として取り組まなければならない施策・事業については、厳しい財政状況を踏まえ、交付金等の有効活用、町の実情に即した補助制度等の研究と活用、類似事業の統合・一体化に努めながら、優先順位を明確にして推進します。

2 計画の進行管理

この計画で掲げた施策・事業については、定期的に、主管する住民福祉課を中心に、関係部局等が連携して進捗状況の把握と検証を行います。

また、制度改正等に伴い計画の見直し・改訂を行う必要があるときは、迅速に見直しと改訂を行います。

第４次蘭越町障がい者計画
第５期蘭越町障がい福祉計画
第１期蘭越町障がい児福祉計画

平成 30 年 3 月

北海道蘭越町